

農業経営基盤強化促進法第19条第7項の規定により、地域計画を変更するので、同法第19条第8項の規定により公告し、変更した地域計画を次のとおり縦覧に供します。

令和8年3月31日

京都市長 松井 孝治

## 1 縦覧期間

令和8年4月1日以降常時備え置くこととする（ただし、土曜日、日曜日、祝日等「京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」第4条により本市において「休日」と規定される日は除く。）。

## 2 縦覧時間

各縦覧場所の開庁時間に従う。

## 3 縦覧場所

- (1) 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市産業観光局農林振興室
- (2) 京都市北区紫野東御所田町33-1 北区役所2階  
京都市産業観光局北部農業振興センター
- (3) 京都市伏見区鷹匠町39番地の2 伏見区役所3階  
京都市産業観光局南部農業振興センター
- (4) 京都市西京区大原野東境谷町二丁目1-2 西京区役所洛西支所2階  
京都市産業観光局南部農業振興センター洛西分室
- (5) 右京区京北周山町上寺田1-1 京北合同庁舎  
京都市産業観光局京北・左京山間部農林業振興センター

(産業観光局農林振興室)